**平成２６年（フ）第２３３号**
沖縄県那覇市若狭２丁目９番11号　上地アパート103
破産者　砂川　禮子
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第６９０号**
北海道恵庭市柏木町１丁目12番６号、開始決定時の住所北海道恵庭市島松旭町２丁目８番12―２号
破産者　山内　　保
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１６６７号**
札幌市東区北15条東15丁目１番５号
破産者　辻本　拓朗
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第４４６号**
仙台市太白区柳生２丁目７番地の２
破産者　高橋　真明
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第１６８号**
埼玉県草加市氷川町325番地
破産者　押切　邦子
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第３８２号**
埼玉県草加市遊馬町658番地６
破産者　吉田　善幸
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第３８３号**
埼玉県草加市遊馬町658番地６
破産者　吉田智恵子
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第３８７号**
埼玉県越谷市千間台西３丁目１番地　パークタウン７―505
破産者　小野志裕子
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第３９０号**
埼玉県越谷市大沢595番地３　ベルメゾン北越谷103
破産者　滝田　弘之
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２５年（フ）第３９号**
山梨県笛吹市八代町米倉868番地１
破産者　齊藤　清子
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第５０号**
山梨県甲斐市玉川1503番地　浅川住宅５号
破産者　森本　君惠
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第５１号**
山梨県甲斐市玉川1503番地　浅川住宅５号
破産者　森本　　修
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第７４号**
山梨県笛吹市春日居町小松855番地398　プランタン公１―２号室
破産者　弦間　利春
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第８４号**
大津市長等３丁目２―17レジデンスｗｉｔｈ403号、住民票上の住所大津市馬場３丁目15番９―203号、前住所大津市雄琴北１丁目22番７号
破産者　谷口　和徳
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２０５５号**
大阪市北区天神橋３丁目４番５―607号　郡妙子方、住民票上の住所富山県高岡市荻布333番地３
破産者　深田　和明
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２７９号**
兵庫県高砂市西畑１丁目５番６号
破産者　由井　俊朗
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第２９１号**
広島市安佐南区中筋３丁目31番13―１号
破産者　箱崎　紀子
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第５５号**
広島県三次市畠敷町347番地10、前住所広島県安芸高田市甲田町下甲立1112番地７
破産者　武下表具店こと　武下　　学
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

**平成２６年（フ）第２９号**
広島県三次市君田町櫃田1206番地１
破産者　青谷　　亨
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部